

資料編 索引 | (信用組合の開示項目一覧)

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成しています。

各記載事項は、下記のページに記載しています。

*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、◎印は「金融再生法」で定められた法定開示項目です。

ごあいさつ	2	「金融ADR制度」に対する取組み	
概況・組織		*苦情等処理措置および紛争解決措置の概要	7
けんしんのプロフィール	1	貸出金等に関する指標	
組合理念	3	*貸出金科目別平均残高	33
*組織図	18	*金利区分別の貸出金残高	33
*役員一覧	18	*担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額	33
*店舗一覧	24	*使途別の貸出金残高	33
主要な事業の内容		*業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合	33
*業務のごあんない	19~23	*預貸率(期中平均・期末)	30
事業に関する事項		消費者ローン・住宅ローン残高	33
*事業概況	3	代理貸付残高の内訳	33
*経常収益	4、29	有価証券に関する指標	
*経常利益	4、29	*有価証券の種類別平均残高	32
*当期純利益	4、29	*有価証券種類別の残存期間別残高	32
*預金積金残高	4、26	*有価証券の時価等情報	32
*貸出金残高	4、26	*預証率(期中平均・期末)	30
*有価証券残高	4、26	内部管理体制に関する事項	
*純資産額	4、26	*コンプライアンス(法令等遵守)体制	5
*総資産額	4、26	*リスク管理体制	5~6
*出資金総額、出資総口数	4	財産の状況	
*出資に対する配当金	4、29	*貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	26~29
*役職員数	4	*◎協金法開示債権(リスク管理債権)および 金融再生法開示債権の保全・引当状況	34
*単体自己資本比率	4、35	*自己資本の充実の状況	35
主要業務に関する指標		*貸倒引当金の内訳(期末残高、増減額)	30
*業務粗利益および業務粗利益率	30	*貸出金償却額	30
*資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	30	*法定監査の状況	29
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	30	財務諸表の適正性および内部監査の有効性	29
*受取利息・支払利息の増減	30	連結情報	
*総資産経常利益率	30	*子会社等の状況	45
*総資産当期純利益率	30	*連結の主要事業指標	45
役務取引の状況	30	*連結貸借対照表	45
その他業務収支の内訳	30	*連結損益計算書および連結剰余金計算書	46
経費の内訳	30	*連結自己資本の充実の状況	47
報酬体系	31	その他の業務	
中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み		内国為替取扱実績	31
中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み	12	外国為替取扱実績	31
地域の活性化に関する取組み状況		各種手数料	21~22
*地域の活性化に関する取組み状況	12	その他	
中小企業の経営力強化に関する取組み状況		SDGsに関する取組み	8
*中小企業の経営支援に関する取組み方針	13	地域・社会貢献活動およびトピックス	9~10
*中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	13	地域密着型金融推進計画への取組み	11
*中小企業の経営支援に関する取組み状況	13	金融仲介機能のベンチマーク	15~16
「経営者保証に関するガイドライン」への対応		総代会	17
「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」および その取組み状況	14	けんしんのあゆみ	17~18
預金に関する指標			
*預金科目別平均残高	31		
*金利区分別の定期預金残高	31		
預金者別預金残高	31		

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

(単位:千円)

科 目	第74期 (令和7年3月末)	第75期 (令和8年3月末)
現 金	5,404,369	6,427,727
預 け 金	40,472,010	44,655,328
有 価 証 券	118,196,336	109,553,693
国 債	30,484,350	29,256,050
地 方 債	24,475,999	21,894,274
社 債	33,229,829	31,636,471
株 式	115,650	115,650
そ の 他 の 証 券	29,890,506	26,651,247
貸 出 金	265,248,544	272,202,241
割 引 手 形	1,804,916	887,183
手 形 貸 付	10,580,739	8,536,967
証 書 貸 付	242,505,045	251,763,259
当 座 貸 越	10,357,843	11,014,830
そ の 他 資 産	2,964,434	2,949,567
未 決 済 為 替 貸	44,412	37,959
全 信 組 連 出 資 金	2,201,000	2,201,000
未 収 収 益	316,058	354,984
そ の 他 の 資 産	402,963	355,624
有 形 固 定 資 産	5,665,773	5,521,952
建 物	1,579,935	1,485,138
土 地	3,959,742	3,936,897
その他の有形固定資産	126,095	99,916
無 形 固 定 資 産	116,047	133,370
ソ フ ト ウ ェ ア	94,872	112,334
その他の無形固定資産	21,174	21,035
繰 延 税 金 資 産	4,304,831	6,505,236
債 務 保 証 見 返	70,649	64,361
貸 倒 引 当 金	△ 1,954,113	△ 1,815,912
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,720,794)	(△ 1,609,984)
資 産 の 部 合 計	440,488,885	446,197,567

■負債の部

(単位:千円)

科 目	第74期 (令和7年3月末)	第75期 (令和8年3月末)
預 金 積 金	411,460,563	420,663,840
当 座 預 金	20,475,774	20,427,430
普 通 預 金	129,786,927	127,513,264
貯 蓄 預 金	878,057	813,029
通 知 預 金	460,995	1,936,544
定 期 預 金	250,045,465	260,532,168
定 期 積 金	8,397,324	8,152,613
そ の 他 の 預 金	1,416,019	1,288,789
借 用 金	3,600,000	3,600,000
そ の 他 負 債	1,451,496	1,902,926
未 決 済 為 替 借	44,636	48,173
未 払 費 用	484,769	835,434
給 付 補 填 備 金	4,933	5,514
未 払 法 人 税 等	204,213	210,397
前 受 収 益	201,900	216,275
払 戻 未 済 金	19,365	19,933
職 員 預 り 金	274,886	275,354
資 産 除 去 債 務	17,198	17,650
そ の 他 の 負 債	199,592	274,192
賞 与 引 当 金	156,664	170,163
退 職 給 付 引 当 金	929,930	914,885
役員退職慰労引当金	287,240	184,600
睡眠預金払戻損失引当金	7,390	5,010
偶 発 損 失 引 当 金	372,080	422,805
債 務 保 証	70,649	64,361
負 債 の 部 合 計	418,336,015	427,928,592

■純資産の部

(単位:千円)

科 目	第74期 (令和7年3月末)	第75期 (令和8年3月末)
出 資 金	1,485,506	1,484,926
普 通 出 資 金	1,485,506	1,484,926
利 益 剰 余 金	29,339,746	30,178,878
利 益 準 備 金	1,504,228	1,504,228
そ の 他 利 益 剰 余 金	27,835,518	28,674,650
特 別 積 立 金	26,040,000	26,740,000
(経営安定化積立金)	(1,800,000)	(1,800,000)
当期末処分剰余金	1,795,518	1,934,650
組 合 員 勘 定 合 計	30,825,252	31,663,804
そ の 他 有 価 証 券	△ 8,672,383	△ 13,394,830
評 価 差 額 金	△ 8,672,383	△ 13,394,830
評 価・換 算 差 額 等 合 計	△ 8,672,383	△ 13,394,830
純 資 産 の 部 合 計	22,152,869	18,268,974

負債及び純資産の部合計	440,488,885	446,197,567
-------------	-------------	-------------

貸借対照表の注記事項

- (注)
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年
 - 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は債権などの貸倒による損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号『銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての貸金等債権は自己査定基準に基づき、営業店が第一次査定、融資部が第二次査定を実施し、相互牽制機能の有効性確保と責任体制の明確化のため、総合企画部が最終査定を行い、その査定結果に基づき上記引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接控除しており、その金額は、1,285百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年から損益処理
過去勤務費用	発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から損益処理
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金等の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。顧客との契約から生じる収益の計上時期は、顧客への役務提供時点等において履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、顧客への役務提供と交換に受取る見込まれる金額で算出しております。
 - 有形固定資産に係る除却対象外消費税等、20万円以上のものは「その他の資産」に計上のうえ5年間で均等償却を行い、20万円未満のものは当事業年度の費用に計上しております。
 - 証券投資信託の解約時の解約損益については銘柄ごと集計し、解約益は有価証券利息配当金に、解約損は国債等債券償還損に計上しています。
 - 会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類等とその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 (1)貸倒引当金
 - 当事業年度に係る計算書類等に計上した額

貸倒引当金	1,815百万円
-------	----------
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、6.に記載しております。
 - 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 翌事業年度に係る計算書類等に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 子会社等の株式または出資金の総額 10百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 67百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 7,413百万円
 - 債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額、ならびにこれらの合計額は次のとおりであります。
 それぞれの定義は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」施行規則第4条によっております。

(単位:百万円)

区 分	令和8年3月31日
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	2,666
危険債権額	12,240
要管理債権額	1
三月以上延滞債権額	1
貸出条件緩和債権額	—
小計額	14,908
正常債権額	257,439
合計額	272,348

(注)なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、887百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	有価証券	3,274百万円
担保資産に対応する債務	借入金	3,600百万円

 上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金5,150百万円を担保として提供しております。
 出資1口当たりの純資産額は12,302円95銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品にかかるリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会における報告のほか、経営陣出席のもとで融資部、総合企画部および個々の営業店による審査会を開催しています。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部と総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用規程に定められた投資対象や投資枠に従い行われております。

総合企画部では、市場リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会および常務会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクにかかる定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク(および為替リスク)の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」および「預金積金」であります。

これらの金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは、「有価証券」のうち債券は分散共分散法、「預け金」「貸出金」および「預金積金」はモンテカルロ・シミュレーション法により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,714百万円であります。(前提条件:保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、日本銀行との代理人取引による現金調達手段の確保、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	44,655	44,743	87
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,599	9,345	△ 2,254
その他有価証券(*2)	97,838	97,838	—
(3) 貸出金(*1)	272,202		
貸倒引当金(*3)	△ 1,815		
	270,386	265,401	△ 4,984
金 融 資 産 計	424,479	417,328	△ 7,151
(1) 預金積金(*1)	420,663	417,245	△ 3,418
金 融 負 債 計	420,663	417,245	△ 3,418

(*1) 預け金、貸出金および預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24—3項及び第24—9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算出し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する事項は25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等および全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	105
全信組連出資金(*1)	2,201
合 計	2,316

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	44,655	—	—	—
貸出金(*2)	57,360	104,753	58,196	40,415
合 計	102,015	104,753	58,196	40,415

(*1) 預け金のうち、流動性預け金は1年以内に含めております。

(*2) 貸出金のうち6ヵ月を超える延滞債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	353,828	35,348	31,486	—
合 計	353,828	35,348	31,486	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金および期日到来済の定期性預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	11,599	9,345	△ 2,254
	小 計	11,599	9,345	△ 2,254
合	計	11,599	9,345	△ 2,254

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	—	—	—
	債 券	1,655	1,652	3
	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,152	1,150	1
	社 債	502	501	1
	そ の 他	10,090	9,464	626
	小 計	11,746	11,116	629
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え ない も の	株 式	—	—	—
	債 券	81,131	99,677	△ 18,546
	国 債	29,256	38,735	△ 9,479
	地 方 債	20,741	25,640	△ 4,898
	社 債	31,134	35,301	△ 4,167
	そ の 他	4,960	5,801	△ 841
	小 計	86,091	105,479	△ 19,387
合	計	97,838	116,595	△ 18,757

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
3,738百万円	367百万円	37百万円

28. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	2,553	15,328	25,185	39,719
	国 債	—	—	6,804
	地 方 債	1,253	3,431	6,781
	社 債	1,300	11,896	11,599
そ の 他	—	5,966	5,361	8,373
合 計	2,553	21,294	30,547	48,093

29. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がないかぎり、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、35,093百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものは35,079百万円であります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることが出来る旨の条件が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	738 百万円
退職給付引当金	261
減価償却費	291
その他有価証券評価差額金	5,362
その他	430
繰延税金資産小計	7,084
評価性引当額	△ 578
繰延税金資産合計	6,505
繰延税金負債	
その他	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産(負債)の純額	6,505 百万円

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第74期 (令和6年度)	第75期 (令和7年度)
経 常 収 益	5,872,772	6,820,490
資 金 運 用 収 益	5,374,239	6,087,640
貸 出 金 利 息	3,812,723	4,268,678
預 け 金 利 息	119,816	346,375
有価証券利息配当金	1,368,370	1,411,064
その他の受入利息	73,329	61,521
役 務 取 引 等 収 益	283,514	278,066
受入為替手数料	109,417	108,424
その他の役務収益	174,096	169,642
そ の 他 業 務 収 益	153,649	390,889
国債等債券売却益	105,500	367,726
その他の業務収益	48,149	23,163
そ の 他 経 常 収 益	61,368	63,893
償 却 債 権 取 立 益	44,821	59,782
株 式 等 売 却 益	11,700	—
その他の経常収益	4,847	4,110
経 常 費 用	4,939,972	5,670,002
資 金 調 達 費 用	252,008	749,039
預 金 利 息	247,251	743,029
給付補填備金繰入額	3,318	4,593
その他の支払利息	1,439	1,416
役 務 取 引 等 費 用	183,071	201,222
支払為替手数料	33,565	35,188
その他の役務費用	149,505	166,033
そ の 他 業 務 費 用	1,714	39,578
国債等債券売却損	—	37,510
その他の業務費用	1,714	2,068
経 費	4,004,227	4,162,308
人 件 費	2,389,720	2,507,613
物 件 費	1,455,584	1,488,804
税 金	158,922	165,890
そ の 他 経 常 費 用	498,950	517,853
貸倒引当金繰入額	226,473	248,407
その他の資産償却	32	44
その他の経常費用	272,444	269,402

(単位:千円)

科 目	第74期 (令和6年度)	第75期 (令和7年度)
経 常 利 益	932,800	1,150,487
特 別 利 益	—	17,758
固 定 資 産 処 分 益	—	17,758
特 別 損 失	10,553	13,849
固 定 資 産 処 分 損	8,667	12,861
減 損 損 失	1,885	987
税 引 前 当 期 純 利 益	922,246	1,154,396
法人税、住民税及び事業税	289,594	301,437
法 人 税 等 調 整 額	△ 75,168	△ 45,189
法 人 税 等 合 計	214,425	256,247
当 期 純 利 益	707,821	898,148
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1,087,697	1,036,502
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,795,518	1,934,650

- (注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.子会社等との取引による収益総額 1百万円
子会社等との取引による費用総額 150百万円
- 3.出資1口当たりの当期純利益 601円31銭
- 4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、274百万円であります。
- 5.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 6.当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失
朝来市	営業店舗1ヵ店	事業用不動産	0
合 計			0

営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。

本部、研修所、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

継続的な営業損失等により、資産グループ1ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額を適用しており、正味売却価額については、不動産鑑定評価額を基礎に測定しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第74期 (令和6年度)	第75期 (令和7年度)
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,795,518,861	1,934,650,271
剰 余 金 処 分 額	759,016,841	858,955,440
出 資 配 当 金	59,016,841 (年4.0%)	58,955,440 (年4.0%)
特 別 積 立 金	700,000,000	800,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,036,502,020	1,075,694,831

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当していますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」の監査を受け、適法と認められています。

財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書の適正性および同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月25日

兵庫県信用組合 理事長 橋爪秀明

経営指標

総資産利益率

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.19	0.24
総資産当期純利益率	0.14	0.18

預貸率・預証率

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度
預貸率	期 中 平 均	58.03
	期 末	59.98
預証率	期 中 平 均	29.71
	期 末	26.04

利回・利鞘

(単位:%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.14	1.30
資金調達原価率	0.94	1.11
総資金金利鞘	0.20	0.19
預金貸出金利鞘	0.53	0.50

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円・%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	平均残高	470,742
	利 息	5,374
	利 回 り	1.14
		1.30
うち貸出金	平均残高	257,714
	利 息	3,812
	利 回 り	1.47
		1.62
うち預け金	平均残高	78,852
	利 息	119
	利 回 り	0.15
		0.49
うち有価証券	平均残高	131,973
	利 息	1,368
	利 回 り	1.03
		1.08
資金調達勘定	平均残高	447,957
	利 息	252
	利 回 り	0.05
		0.16
うち預金積金	平均残高	444,069
	利 息	250
	利 回 り	0.05
		0.17
うち借入金	平均残高	3,600
	利 息	—
	利 回 り	—
		—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度79百万円、令和7年度84百万円)を、それぞれ控除して表示しています。

受取利息・支払利息

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
受 取 利 息	5,374	133	6,087	713
支 払 利 息	252	112	749	497

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	233	6	205	△ 27
個別貸倒引当金	1,720	△ 70	1,609	△ 110
貸倒引当金合計	1,954	△ 64	1,815	△ 138

粗利益・業務純益

(単位:百万円・%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 支	5,122	5,338
資金運用収益	5,374	6,087
資金調達費用	252	749
役 務 取 引 等 収 支	100	76
役務取引等収益	283	278
役務取引等費用	183	201
そ の 他 業 務 収 支	151	351
その他業務収益	153	390
その他業務費用	1	39
業 務 粗 利 益	5,374	5,766
業 務 粗 利 益 率	1.14	1.24
業 務 純 益	1,374	1,624
実 質 業 務 純 益	1,381	1,596
コ ア 業 務 純 益	1,276	1,266
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,276	1,266

役務取引の状況

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	283	278
受入為替手数料	109	108
その他の受入手数料	174	169
その他の役務取引等収益	0	0
役 務 取 引 等 費 用	183	201
支払為替手数料	33	35
その他の支払手数料	2	2
その他の役務取引等費用	146	163

その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
そ の 他 業 務 収 益	153	390
国債等債券売却益	105	367
その他の業務収益	48	23
そ の 他 業 務 費 用	1	39
国債等債券売却損	—	37
その他の業務費用	1	2

経費の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	2,389	2,507
報酬給料手当	1,953	2,058
賞与引当金純繰入額	2	13
退職給付費用(勤務費用等)	120	124
退職給付費用(臨時分)	△ 30	△ 51
役 員 退 職 金	5	10
役員退職慰労引当金純繰入額	36	32
社会保険料等	302	319
物 件 費	1,455	1,488
事務費	754	762
固定資産費	191	195
事業費	98	127
人事厚生費	60	53
預金保険料	66	66
そ の 他	283	282
税 金	158	165
経 費 合 計	4,004	4,162

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	0	—

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和6年度	令和7年度
送金振込	仕 向	298,501	281,326
	被 仕 向	343,515	339,050
代金取立	仕 向	—	—
	被 仕 向	16	16

外国為替取次実績

(単位:千米ドル)

区 分		令和6年度	令和7年度
貿 易	輸 出	189	401
	輸 入	475	321
貿 易 外	外 国 送 金 等	88	23
	外 貨 預 金	—	—
合 計		754	746

報酬体系

1. 対象役員

当組合では、理事全員および監事全員(非常勤を含む。)の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決議しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決議しています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で決議を得た後、支払っています。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

①決定方法 ②支払手段 ③決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	83,810	140,000
監 事	17,371	35,000
合 計	101,181	175,000

(注) 1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2.支払人数は、理事11名、監事5名です(退任役員を含む。)
3.使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む。)は、38,693千円です。
4.左記以外に支払った役員退職慰労金は、理事121,560千円、監事24,500千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3.「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4.当組合の職員の給与、賞与および退職金は、当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引起す報酬体系はありません。

〈預金に関する指標〉

預金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目		令和6年度		令和7年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	当座預金	16,691	3.75	17,098	3.90
	普通預金	160,538	36.15	154,200	35.24
	貯蓄預金	914	0.20	833	0.19
	通知預金	492	0.11	615	0.14
定期性預金	定期預金	256,204	57.69	255,781	58.46
	定期積金	8,513	1.91	8,166	1.86
その他の預金		714	0.16	763	0.17
合 計		444,069	100.00	437,459	100.00

金利区分別の定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利	250,038	260,525
変 動 金 利	7	7
そ の 他	—	—
合 計	250,045	260,532

(注) 固定金利には、期日指定定期預金を含んでいます。

預金者別預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
一 般 法 人	104,795	109,261
公 金	19,343	25,669
金 融 機 関	4	12
個 人	287,317	285,720
合 計	411,460	420,663
組 合 員 預 金	358,837	368,492
組 合 員 外 預 金	52,622	52,171

(注) 国等および組合員と生計を一にする配偶者等の預金は、組合員預金に含まれています。

〈有価証券に関する指標〉

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円・%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	35,739	27.08	38,043	29.19
地 方 債	28,529	21.61	27,167	20.84
短期社債	—	—	—	—
社 債	36,280	27.49	36,767	28.21
株 式	92	0.06	115	0.08
外国証券	21,789	16.51	19,900	15.27
その他の証券	9,543	7.23	8,314	6.38
合 計	131,973	100.00	130,309	100.00

(注) 商品有価証券はありません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

項 目		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合計
国 債	令和6年度末	—	—	6,184	24,299	—	30,484
	令和7年度末	—	—	6,804	22,451	—	29,256
地 方 債	令和6年度末	401	4,473	7,151	12,449	—	24,475
	令和7年度末	1,253	3,431	6,781	10,427	—	21,894
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	2,005	7,722	15,742	7,759	—	33,229
	令和7年度末	1,300	11,896	11,599	6,840	—	31,636
株 式	令和6年度末	—	—	—	—	115	115
	令和7年度末	—	—	—	—	115	115
外国証券	令和6年度末	—	3,977	7,024	8,562	—	19,564
	令和7年度末	—	5,966	4,909	8,373	—	19,249
その他の証券	令和6年度末	—	288	479	—	9,558	10,325
	令和7年度末	—	—	451	—	6,949	7,401
合 計	令和6年度末	2,406	16,461	36,582	53,071	9,673	118,196
	令和7年度末	2,553	21,294	30,547	48,093	7,065	109,553

有価証券の時価等情報

- 「売買目的有価証券」、「子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの」、「金銭の信託」および「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引に該当するデリバティブ取引等」はありません。
- 下表(1)の「時価」および同(2)の「貸借対照表計上額」は、各事業年度末における市場価格等に基づいています。
- 下表の「社債」には政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
- 下表の「その他」には外国証券、投資信託が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えるも の	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	11,599	9,886	△ 1,713	11,599	9,345	△ 2,254
	小 計	11,599	9,886	△ 1,713	11,599	9,345	△ 2,254
合 計		11,599	9,886	△ 1,713	11,599	9,345	△ 2,254

(2) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超える もの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,188	5,158	30	1,655	1,652	3
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2,740	2,722	17	1,152	1,150	1
	社 債	2,448	2,435	12	502	501	1
	そ の 他	12,571	11,573	997	10,090	9,464	626
	小 計	17,759	16,731	1,027	11,746	11,116	629
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超え ないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	83,001	95,227	△ 12,225	81,131	99,677	△ 18,546
	国 債	30,484	36,737	△ 6,252	29,256	38,735	△ 9,479
	地方債	21,735	24,785	△ 3,049	20,741	25,640	△ 4,898
	社 債	30,781	33,704	△ 2,922	31,134	35,301	△ 4,167
	そ の 他	5,719	6,402	△ 682	4,960	5,801	△ 841
	小 計	88,721	101,629	△ 12,907	86,091	105,479	△ 19,387
合 計		106,480	118,360	△ 11,879	97,838	116,595	△ 18,757

(3) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金

(単位:百万円)

項 目	令和6年度末 貸 借 対 照 表 計 上 額	令和7年度末 貸 借 対 照 表 計 上 額
子会社・子法人等株式	10	10
非 上 場 株 式	105	105
全 信 組 連 出 資 金	2,201	2,201
合 計	2,316	2,316

(注) 子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

〈貸出金等に関する指標〉

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割 引 手 形	2,102	0.81	1,522	0.58
手 形 貸 付	8,885	3.44	8,898	3.39
証 書 貸 付	239,144	92.79	242,958	92.59
当 座 貸 越	7,582	2.94	9,016	3.43
合 計	257,714	100.00	262,396	100.00

担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位:百万円)

項 目	貸出金残高		債務保証見返額	
	令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末
当組合預金積金	7,257	7,082	2	5
有 価 証 券	36	36	—	—
不 動 産	52,082	55,077	—	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	59,376	62,197	2	5
信用保証協会・信用保険	102,824	95,413	—	—
保 証	51,405	55,809	52	45
信 用	51,641	58,781	16	13
合 計	265,248	272,202	70	64

使途別の貸出金残高

(単位:百万円・%)

項 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	187,826	70.81	186,139	68.38
設 備 資 金	50,115	18.89	53,970	19.82
消 費 的 支 出	4,677	1.76	4,737	1.74
資 産 的 支 出	22,629	8.53	27,354	10.04
合 計	265,248	100.00	272,202	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	30	25
株式会社日本政策金融公庫	22	21
独立行政法人住宅金融支援機構	746	629
独立行政法人福祉医療機構	57	49
そ の 他	106	81
合 計	964	807

金利区分別の貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利	119,419	125,560
変 動 金 利	145,829	146,641
合 計	265,248	272,202

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
消 費 者 ロ ー ン	2,589	2,638
住 宅 ロ ー ン	16,402	21,275
合 計	18,992	23,913

業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合

(単位:百万円・%)

業種別	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	47,191	17.79	46,744	17.17
農 業 、 林 業	992	0.37	1,133	0.41
漁 業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	33,491	12.62	31,644	11.62
電気・ガス・熱供給・水道業	338	0.12	344	0.12
情報通信業	821	0.30	912	0.33
運輸業・郵便業	17,890	6.74	18,863	6.92
卸売業・小売業	47,601	17.94	46,465	17.07
金融業・保険業	14,369	5.41	14,659	5.38
不動産業	32,200	12.13	32,930	12.09
物品賃貸業	917	0.34	891	0.32
学術研究・専門・技術サービス業	3,572	1.34	3,499	1.28
宿泊業	1,680	0.63	1,738	0.63
飲食業	4,666	1.75	4,837	1.77
生活関連サービス業・娯楽業	1,589	0.59	1,859	0.68
教育・学習支援業	842	0.31	926	0.34
医療・福祉	4,794	1.80	5,462	2.00
その他のサービス	13,671	5.15	13,256	4.87
その他の産業	1,841	0.69	1,661	0.61
小 計	228,474	86.13	227,831	83.69
国・地方公共団体等	9,467	3.56	12,278	4.51
個人(住宅・消費・納税資金等)	27,306	10.29	32,091	11.78
合 計	265,248	100.00	272,202	100.00
組 合 員 貸 出	254,918	96.10	259,100	95.18
組 合 員 外 貸 出	10,330	3.89	13,101	4.81

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

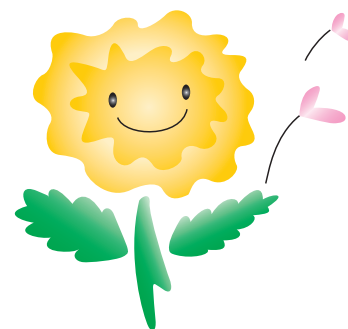
貸出金等の分類

協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年度	2,555	1,686	868	2,555	100.00	100.00
	令和7年度	2,666	1,831	835	2,666	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	11,178	9,401	811	10,213	91.36	45.68
	令和7年度	12,240	10,374	734	11,109	90.75	39.36
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0	100.00	—
	令和7年度	1	1	0	1	100.00	—
	三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	100.00	—
		令和7年度	1	0	1	100.00	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—
小計	令和6年度	13,735	11,089	1,680	12,770	92.97	63.51
	令和7年度	14,908	12,207	1,569	13,777	92.40	58.11
正常債権	令和6年度	251,649					
	令和7年度	257,439					
合計	令和6年度	265,385					
	令和7年度	272,348					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 金額は、決算後(償却後)の計数です。



けんしんキャラクター
たんぽぽの妖精 “ぽっぽちゃん”

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和8年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.発行主体:兵庫県信用組合 2.資本調達手段の種類:普通出資 3.コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,484百万円

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	30,766	31,604
うち、出資金および資本剰余金の額	1,485	1,484
うち、利益剰余金の額	29,339	30,178
うち、外部流出予定額(△)	59	58
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	275	258
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	275	258
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,041	31,863
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	84	95
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	84	95
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84	95
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	30,956	31,767
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	176,955	182,807
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,291	8,543
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	185,246	191,350
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.71%	16.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積み上げを第一義的な自己資本の充実策としています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A)	176,955	7,078	182,807	7,312
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	161,695	6,467	171,750	6,870
(i) ソブリン向け	547	21	512	20
(ii) 金融機関向け	13,085	523	13,905	556
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,817	192	4,817	192
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	62,394	2,495	67,996	2,719
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	30,237	1,209	29,731	1,189
トラザクター向け	1,057	42	63	2
(vi) 不動産関連向け	32,493	1,299	35,531	1,421
自己居住用不動産等向け	8,215	328	10,674	426
賃貸用不動産向け	11,083	443	10,148	405
事業用不動産関連向け	13,194	527	14,666	586
その他不動産関連向け	0	0	41	1
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	701	28	876	35
(viii) 延滞等向け	4,693	187	5,781	231
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	142	5	189	7
(x) 信用保証協会等による保証	6,176	247	6,042	241
(xi) 株式等	115	4	150	6
(xii) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエク スポージャー	—	—	—	—
(xiv) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,201	88	2,201	88
(xv) その他	8,905	356	8,832	353
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,983	599	10,813	432
ルック・スルー方式	14,983	599	10,813	432
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	276	11	243	9
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額(B)	8,291	331	8,543	341
BI	5,527		5,695	
BIC	663		683	
単体総所要自己資本額(A+B)	185,246	7,409	191,350	7,654

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

（単位：百万円）

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポージャー 区 分		信用リスクエクスポージャー 期末残高						延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券（国内）		債券（国外）			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	56,759	57,331	47,455	47,022	9,303	10,308	—	—	1,448	1,615
農 業 、 林 業	1,003	1,145	1,003	1,145	—	—	—	—	—	—
漁 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業	34,083	32,271	33,783	31,971	300	300	—	—	305	491
電気、ガス、熱供給、水道業	2,843	2,849	339	345	2,504	2,504	—	—	—	—
情 報 通 信 業	838	913	838	913	—	—	—	—	1	7
運 輸 業 、 郵 便 業	29,382	27,732	17,956	18,917	11,426	8,815	—	—	441	453
卸 売 業 、 小 売 業	51,210	50,027	47,805	46,721	3,405	3,305	—	—	1,480	1,313
金 融 業 、 保 険 業	71,311	75,649	14,384	14,675	5,137	5,014	9,027	8,991	—	0
不 動 産 業	35,752	35,160	32,232	32,960	3,519	2,200	—	—	416	740
物 品 賃 貸 業	917	892	917	892	—	—	—	—	12	11
学術研究、専門・技術サービス業	3,582	3,517	3,582	3,517	—	—	—	—	43	66
宿 泊 業	1,682	1,740	1,682	1,740	—	—	—	—	83	77
飲 食 業	4,696	4,866	4,696	4,866	—	—	—	—	115	168
生活関連サービス業、娯楽業	1,593	1,864	1,593	1,864	—	—	—	—	232	226
教 育 、 学 習 支 援 業	846	930	846	930	—	—	—	—	13	13
医 療 、 福 祉	4,814	5,483	4,814	5,483	—	—	—	—	33	49
そ の 他 の サ ー ビ ス	13,760	13,368	13,760	13,368	—	—	—	—	322	272
そ の 他 の 産 業	1,862	1,678	1,862	1,678	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	74,408	81,316	9,471	12,283	64,937	69,033	—	—	—	—
個 人	29,768	34,558	29,768	34,558	—	—	—	—	538	673
そ の 他	40,738	36,673	—	—	—	—	11,848	11,773	—	—
業 種 別 合 計	461,860	469,972	268,798	275,857	100,533	101,481	20,876	20,764	5,488	6,181
1 年 以 下	72,415	76,522	29,445	29,248	2,409	2,506	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	19,558	22,590	14,684	16,751	4,591	3,759	—	2,080		
3 年 超 5 年 以 下	37,837	59,039	27,200	43,598	6,451	11,235	4,185	4,205		
5 年 超 7 年 以 下	62,564	41,797	49,496	31,620	9,612	8,263	3,455	1,912		
7 年 超 1 0 年 以 下	94,312	88,353	69,470	66,129	20,313	18,363	4,028	3,360		
1 0 年 超	131,080	140,521	64,717	73,961	57,156	57,352	9,206	9,206		
期間の定めのないもの	44,090	41,149	13,782	14,547	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	461,860	469,972	268,798	275,857	100,533	101,481	20,876	20,764		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握すること、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

30ページをご参照ください。

- (注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	5,404	—	5,404	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	39,789	—	39,789	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,036	—	37,036	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	502	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,732	—	1,732	—	173	10%
我が国の政府関係機関向け	1,908	—	1,908	—	190	10%
地方三公社向け	2,021	—	2,021	—	183	9%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63,249	922	63,249	922	13,085	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,731	—	19,731	—	4,817	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	95,460	3,815	92,465	298	62,394	67%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	44,619	32,919	39,574	489	30,237	75%
トランザクター向け	—	3,547	—	235	105	45%
不動産関連向け	39,805	—	39,450	—	32,493	82%
自己居住用不動産等向け	16,197	—	15,870	—	8,215	52%
賃貸用不動産向け	11,641	—	11,636	—	11,083	95%
事業用不動産関連向け	11,965	—	11,942	—	13,194	110%
その他不動産関連向け	0	—	0	—	0	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	701	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	3,739	8	3,648	8	4,693	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	236	—	236	—	142	60%
取立未済手形	44	—	44	—	8	20%
信用保証協会等による保証付	93,474	—	93,197	—	6,176	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	115	—	115	—	115	100%
合計(信用リスク・アセットの額)					150,598	

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	6,427	—	6,427	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	41,793	—	41,793	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	39,128	—	39,128	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	502	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,710	—	1,710	—	171	10%
我が国の政府関係機関向け	1,604	—	1,604	—	160	10%
地方三公社向け	1,806	—	1,806	—	181	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,461	810	67,461	810	13,905	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,731	—	19,731	—	4,817	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	101,614	4,516	98,956	380	67,996	68%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,962	32,471	38,841	478	29,731	76%
トランザクター向け	—	2,536	—	140	63	45%
不動産関連向け	45,854	—	45,520	—	35,531	78%
自己居住用不動産等向け	21,413	—	21,120	—	10,674	51%
賃貸用不動産向け	11,067	—	11,063	—	10,148	92%
事業用不動産関連向け	13,304	—	13,267	—	14,666	111%
その他不動産関連向け	68	—	68	—	41	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	876	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	4,449	63	4,254	9	5,781	136%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	327	—	327	—	189	58%
取立未済手形	37	—	37	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	85,559	—	85,395	—	6,042	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	115	—	115	—	150	130%
合計(信用リスク・アセットの額)					160,725	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)
	令和6年度										
現金	5,404	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	39,789	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,036	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,732	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,908	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,102	—	918	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	54,460	—	9,712	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,020	—	8,711	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	14,924	—	—	—	—	—	22,167	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	4	—	—	—	—	—	235	953	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	235	—	—	—
不動産関連向け	—	—	47	3	388	219	22	795	13,079	177	1,442
自己居住用不動産等向け	—	—	47	3	37	—	22	—	13,079	—	1,417
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	351	219	—	795	—	176	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	369	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	186	—	—
取立未済手形	—	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,429	61,767	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	115,264	65,413	70,395	3	10,101	219	22	1,030	36,757	177	1,442

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	(75%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(150%)	(250%)	合計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,404
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,789
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,036
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	502
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,732
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,908
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,021
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,172
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,731
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	50,818	—	—	4,353	—	—	—	—	92,764
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,862	—	—	—	2,007	—	—	—	—	40,063
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	235
不動産関連向け	4,712	—	24	42	—	4,645	11,712	2,135	—	39,450
自己居住用不動産等向け	1,262	—	—	—	—	—	—	—	—	15,870
賃貸用不動産向け	3,450	—	—	42	—	4,645	—	1,954	—	11,636
事業用不動産関連向け	—	—	24	—	—	—	11,712	180	—	11,942
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	701	—	701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	841	—	—	2,444	—	3,656
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	49	—	—	—	—	236
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,197
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	115	115
合 計	42,075	50,818	24	42	7,252	4,645	11,712	5,281	115	422,795

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)
	令和7年度										
現金	6,427	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	41,793	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	39,128	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,710	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,604	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	901	—	905	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	58,560	—	9,711	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,020	—	8,711	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	15,425	—	—	—	—	—	21,832	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	3	—	—	—	—	—	140	834	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	140	—	—	—
不動産関連向け	—	—	479	376	1,026	270	830	1,272	16,081	834	2,005
自己居住用不動産等向け	—	—	479	376	677	—	830	—	16,081	—	1,959
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	349	270	—	1,272	—	765	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	286	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	274	—	—
取立未済手形	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	24,975	60,420	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	113,729	63,738	75,408	376	10,738	270	830	1,413	39,309	834	2,005

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	(75%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(150%)	(250%)	合計
	令和7年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,427
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,793
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,128
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	502
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,710
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,604
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,806
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,272
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,731
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	55,728	—	—	5,849	—	—	—	—	99,336
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,365	—	—	—	1,976	—	—	—	—	39,320
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	140
不動産関連向け	3,027	—	338	—	—	4,351	12,486	2,138	—	45,520
自己居住用不動産等向け	715	—	—	—	—	—	—	—	—	21,120
賃貸用不動産向け	2,311	—	—	—	—	4,351	—	1,742	—	11,063
事業用不動産関連向け	—	—	338	—	—	—	12,486	396	—	13,267
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	701	—	701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	656	—	—	3,321	—	4,263
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	52	—	—	—	—	327
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85,395
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	115	115
合 計	39,893	55,728	338	—	8,534	4,351	12,486	6,161	115	436,265

(5) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	523	546	40	56	—	—	17	94	546	508	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	77	81	26	37	—	—	22	17	81	101	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	0	0	1	—	—	—	0	0	1	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	76	55	—	4	—	—	20	0	55	58	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	474	400	18	48	—	—	93	132	400	317	0	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	244	236	5	27	—	—	13	10	236	253	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	6	—	4	—	—	2	0	6	10	—	—
宿 泊 業	7	7	—	2	—	—	0	—	7	9	—	—
飲 食 業	27	30	4	3	—	—	1	0	30	32	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	162	162	0	0	—	—	1	11	162	150	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	17	18	0	2	—	—	0	—	18	21	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	83	92	26	2	—	—	17	31	92	62	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	85	82	8	3	—	—	11	4	82	81	—	—
合 計	1,791	1,720	131	193	—	—	202	304	1,720	1,609	0	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
令和6年度				
40%未満	260,752	922	100.00	261,397
40%～70%	39,199	3,555	10.20	39,429
75%	47,115	29,210	9.49	42,075
80%	—	—	—	—
85%	53,463	3,430	8.27	50,818
90%～100%	7,445	547	9.98	7,318
105%～130%	16,381	—	—	16,358
150%	5,368	—	—	5,281
250%	115	—	—	115
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	429,842	37,666	11.67	422,795

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
令和7年度				
40%未満	263,617	810	100.00	264,261
40%～70%	44,256	2,610	10.31	44,393
75%	44,905	29,691	9.65	39,893
80%	—	—	—	—
85%	57,991	3,966	8.98	55,728
90%～100%	8,942	729	9.99	8,873
105%～130%	16,874	—	—	16,838
150%	6,355	53	—	6,161
250%	115	—	—	115
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	443,059	37,861	11.55	436,265

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			11,444	11,169	7,527	9,677	—	—
	ソブリン向け		277	164	1,102	901	—	—
	金融機関向け		—	—	—	—	—	—
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
	法人等向け		90	70	—	—	—	—
	中堅中小企業等・個人向け		10,629	10,405	498	433	—	—
	不動産関連向け		355	333	5,926	8,342	—	—
	自己居住用不動産等向け		327	293	5,926	8,342	—	—
	賃貸用不動産向け		5	3	—	—	—	—
	事業用不動産関連向け		23	36	—	—	—	—
	その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
	ADC向け		—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
	延滞エクスポージャー		91	195	—	—	—	—
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
	株式等		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
派 生 商 品 取 引 合 計	922	810	922	810
外国為替関連取引	547	435	547	435
金 利 関 連 取 引	—	—	—	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	375	375	375	375
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	922	810	922	810

(注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っておらず、投資家としての立場から証券化エクスポージャーを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5～6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVA相当額の算出に使用する手法の名称および各手法により算出される対象取引の概要

当組合は、CVAリスク相当額の算出に使用する手法として「簡便法」を採用しています。算出対象は適格中央清算機関等（告示第270条の2第2項各号に掲げるもの）以外のものを取引相手方とする派生商品取引です。

(2) CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等により影響を受けます。当組合は、半期ごとの自己資本比率の算出において、CVAリスクを算出しその変化を確認しています。なお、CVAリスクのヘッジは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要ならびにオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しています。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。

リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

不動産投資法人への出資およびこれに類する出資については、株式等のエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しています。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	732	732	1,295	1,295
非 上 場 株 式 等	2,665	—	2,316	—
合 計	3,398	732	3,612	1,295

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めていません。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	11	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 67	△ 4

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,166	11,303
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総合企画部が所管しています。

具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、総合企画部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。

ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,017	11,106	498	461
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 280	△ 249
3	スティープ化	8,462	9,611		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,017	11,106	498	461
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末		
8	自己資本の額	31,767		30,956	

〈参考〉 (単位:百万円)

	当期末	前期末
VaRベース	5,714	5,513

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注) 金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

連結財務諸表

子会社等の状況

令和7年度の連結子会社は、「けんしんサービス株式会社」の1社です。

項 目	所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当組合の株式等の 保有割合	他の子会社等の 株式保有割合
けんしんサービス 株式会社	神戸市中央区栄町通 3丁目2番5号	1,000万円	不動産の管理・調度品・ 事務用品・広告 宣伝物品の管理等	平成9年6月23日	100%	—

(注) 上記の会社は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2（信用協同組合の子会社の範囲等）に規定する子会社です。

連結の主要事業指標

(単位:百万円・%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	5,737	6,104	6,862	5,871	6,819
経 常 利 益	774	857	1,109	938	1,153
当 期 純 利 益	511	642	827	711	899
純 資 産 額	30,892	27,820	26,384	22,199	18,317
総 資 産 額	485,851	463,926	448,762	440,410	446,124
連 結 自 己 資 本 比 率	17.18	17.27	16.63	16.73	16.62

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。

連結貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
現 金 預 け 金	45,876,380	51,083,056
有 価 証 券	118,186,336	109,543,693
貸 出 金	265,248,544	272,202,241
そ の 他 資 産	2,964,548	2,949,737
有 形 固 定 資 産	5,668,023	5,523,282
無 形 固 定 資 産	116,047	133,370
繰 延 税 金 資 産	4,304,831	6,505,236
債 務 保 証 見 返	70,649	64,361
貸 倒 引 当 金 (△)	1,954,113	1,815,912
一般貸倒引当金(△)	233,318	205,927
個別貸倒引当金(△)	1,720,794	1,609,984
資 産 の 部 合 計	440,481,250	446,189,066

(注) 会計処理については、親会社の貸借対照表に準じています。

負債の部

(単位:千円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
預 金 積 金	411,394,777	420,596,194
借 用 金	3,600,000	3,600,000
そ の 他 負 債	1,456,075	1,906,397
賞 与 引 当 金	158,945	172,250
退 職 給 付 引 当 金	934,263	919,676
役員退職慰労引当金	287,240	184,600
そ の 他 の 引 当 金	379,471	427,815
債 務 保 証	70,649	64,361
負 債 の 部 合 計	418,281,423	427,871,295

純資産の部

(単位:千円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
出 資 金	1,485,496	1,484,916
利 益 剰 余 金	29,386,713	30,227,685
組 合 員 勘 定 合 計	30,872,209	31,712,601
そ の 他 有 価 証 券	△ 8,672,383	△ 13,394,830
評価・換算差額等合計	△ 8,672,383	△ 13,394,830
純 資 産 の 部 合 計	22,199,826	18,317,771
負債及び純資産の部合計	440,481,250	446,189,066

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	5,871,722	6,819,580
資 金 運 用 収 益	5,374,239	6,087,640
貸 出 金 利 息	3,812,723	4,268,678
預 け 金 利 息	119,816	346,375
有価証券利息配当金	1,368,370	1,411,064
そ の 他 の 受 入 利 息	73,329	61,521
役 務 取 引 等 収 益	281,714	276,266
そ の 他 業 務 収 益	153,649	390,889
そ の 他 経 常 収 益	62,119	64,783
経 常 費 用	4,933,657	5,666,330
資 金 調 達 費 用	252,004	748,995
預 金 利 息	247,246	742,985
給付補填備金繰入額	3,318	4,593
そ の 他 の 支 払 利 息	1,439	1,416
役 務 取 引 等 費 用	183,071	201,222
そ の 他 業 務 費 用	1,714	39,578
経 常 費	3,986,751	4,166,461
そ の 他 経 常 費 用	510,116	510,073
貸倒引当金繰入額	226,473	248,407
一般貸倒引当金繰入額	6,697	△ 27,390
個別貸倒引当金繰入額	219,775	275,798
そ の 他 の 経 常 費 用	283,643	261,666

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 利 益	938,065	1,153,249
特 別 利 益	—	17,758
固 定 資 産 処 分 益	—	17,758
特 別 損 失	10,553	13,849
固 定 資 産 処 分 損	8,667	12,861
減 損 損 失	1,885	987
税金等調整前当期純利益	927,512	1,157,158
法人税、住民税及び事業税	291,484	302,360
法 人 税 等 調 整 額	△ 75,168	△ 45,189
当 期 純 利 益	711,196	899,987
親会社株主に帰属する当期純利益	711,196	899,987

(注) 会計処理については、親会社の損益計算書に準じています。

連結剰余金計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
利益剰余金期首残高	28,734,608,145	29,386,713,901
利 益 剰 余 金 増 加 高	711,196,244	899,987,697
親会社株主に帰属する当期純利益	711,196,244	899,987,697
利 益 剰 余 金 減 少 高	59,090,488	59,016,441
配 当 金	59,090,488	59,016,441
利益剰余金期末残高	29,386,713,901	30,227,685,157

(注) 連結剰余金残高には利益準備金、特別積立金が含まれています。

その他

- ◆連結リスク管理債権 …………… 子会社は金融業務を行っていません。したがって、連結リスク管理債権は、単体リスク管理債権と同じです。
- ◆事業の種類別セグメント情報 …………… 子会社は、事業用不動産等の管理、調度品等の購入および管理業務等を営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。
- ◆オプション取引の時価情報 …………… 上場先物取引の売建・買建残高はありません。
- ◆令和7年度の事業・業績の概要 …………… 当組合の子会社であるけんしんサービス㈱を連結した当期の総資産額は、4,461億円(債務保証見返除く)、純資産額は183億円、経常利益1,153百万円、当期純利益は899百万円となりました。また、当組合グループ全体の健全性・安全性を表す連結自己資本比率は、16.62%となりました。



けんしんキャラクター
“ホッピー”

連結自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和8年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.発行主体:兵庫県信用組合 2.資本調達手段の種類:普通出資 3.コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,484百万円

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	30,813	31,653
うち、出資金および資本剰余金の額	1,485	1,484
うち、利益剰余金の額	29,386	30,227
うち、外部流出予定額(△)	59	58
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	275	258
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	275	258
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,088	31,911
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	84	95
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	84	95
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84	95
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	31,003	31,816
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	176,948	182,796
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,288	8,540
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	185,236	191,336
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)	16.73%	16.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかか

る算式に基づき算出しています。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積上げを第一義的な自己資本の充実策としていきます。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A)	176,948	7,077	182,796	7,311
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	161,687	6,467	171,739	6,869
(i) ソブリン向け	547	21	512	20
(ii) 金融機関向け	13,085	523	13,905	556
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,817	192	4,817	192
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	62,394	2,495	67,996	2,719
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	30,237	1,209	29,731	1,189
トランザクター向け	1,057	42	63	2
(vi) 不動産関連向け	32,493	1,299	35,531	1,421
自己居住用不動産等向け	8,215	328	10,674	426
賃貸用不動産向け	11,083	443	10,148	405
事業用不動産関連向け	13,194	527	14,666	586
その他不動産関連向け	0	0	41	1
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	701	28	876	35
(viii) 延滞等向け	4,693	187	5,781	231
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	142	5	189	7
(x) 信用保証協会等による保証	6,176	247	6,042	241
(xi) 株式等	105	4	137	5
(xii) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエク スポージャー	—	—	—	—
(xiv) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,201	88	2,201	88
(xv) その他	8,907	356	8,833	353
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,983	599	10,813	432
ルック・スルー方式	14,983	599	10,813	432
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	276	11	243	9
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額(B)	8,288	331	8,540	341
BI	5,525		5,693	
BIC	663		683	
連結総所要自己資本額(A+B)	185,236	7,409	191,336	7,653

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。
 6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

（単位：百万円）

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポート 区 分	信用リスクエクスポート・期末残高								延滞 エクスポート	
				貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券(国内)		債券(国外)			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
製 造 業		56,759	57,331	47,455	47,022	9,303	10,308	—	—	1,448	1,615
農 業、林 業		1,003	1,145	1,003	1,145	—	—	—	—	—	—
漁 業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		34,083	32,271	33,783	31,971	300	300	—	—	305	491
電気、ガス、熱供給、水道業		2,843	2,849	339	345	2,504	2,504	—	—	—	—
情 報 通 信 業		838	913	838	913	—	—	—	—	1	7
運 輸 業、郵 便 業		29,382	27,732	17,956	18,917	11,426	8,815	—	—	441	453
卸 売 業、小 売 業		51,210	50,027	47,805	46,721	3,405	3,305	—	—	1,480	1,313
金 融 業、保 険 業		71,311	75,649	14,384	14,675	5,137	5,014	9,027	8,991	—	0
不 動 産 業		35,752	35,160	32,232	32,960	3,519	2,200	—	—	416	740
物 品 賃 貸 業		917	892	917	892	—	—	—	—	12	11
学術研究、専門・技術サービス業		3,582	3,517	3,582	3,517	—	—	—	—	43	66
宿 泊 業		1,682	1,740	1,682	1,740	—	—	—	—	83	77
飲 食 業		4,696	4,866	4,696	4,866	—	—	—	—	115	168
生活関連サービス業、娯楽業		1,593	1,864	1,593	1,864	—	—	—	—	232	226
教 育、学 習 支 援 業		846	930	846	930	—	—	—	—	13	13
医 療、福 祉		4,814	5,483	4,814	5,483	—	—	—	—	33	49
そ の 他 の サ ー ビ ス		13,760	13,368	13,760	13,368	—	—	—	—	322	272
そ の 他 の 産 業		1,862	1,678	1,862	1,678	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		74,408	81,316	9,471	12,283	64,937	69,033	—	—	—	—
個 人		29,768	34,558	29,768	34,558	—	—	—	—	538	673
そ の 他		40,730	36,665	—	—	—	—	11,848	11,773	—	—
業 種 別 合 計		461,852	469,964	268,798	275,857	100,533	101,481	20,876	20,764	5,488	6,181
1 年 以 下		72,415	76,522	29,445	29,248	2,409	2,506	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		19,558	22,590	14,684	16,751	4,591	3,759	—	2,080		
3 年 超 5 年 以 下		37,837	59,039	27,200	43,598	6,451	11,235	4,185	4,205		
5 年 超 7 年 以 下		62,564	41,797	49,496	31,620	9,612	8,263	3,455	1,912		
7 年 超 1 0 年 以 下		94,312	88,353	69,470	66,129	20,313	18,363	4,028	3,360		
1 0 年 超		131,080	140,521	64,717	73,961	57,156	57,352	9,206	9,206		
期間の定めのないもの		44,082	41,140	13,782	14,547	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		461,852	469,964	268,798	275,857	100,533	101,481	20,876	20,764		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握すること、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

30ページをご参照ください。

- (注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	5,404	—	5,404	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	39,789	—	39,789	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,036	—	37,036	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	502	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,732	—	1,732	—	173	10%
我が国の政府関係機関向け	1,908	—	1,908	—	190	10%
地方三公社向け	2,021	—	2,021	—	183	9%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63,249	922	63,249	922	13,085	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,731	—	19,731	—	4,817	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	95,460	3,815	92,465	298	62,394	67%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	44,619	32,919	39,574	489	30,237	75%
トランザクター向け	—	3,547	—	235	105	45%
不動産関連向け	39,805	—	39,450	—	32,493	82%
自己居住用不動産等向け	16,197	—	15,870	—	8,215	52%
賃貸用不動産向け	11,641	—	11,636	—	11,083	95%
事業用不動産関連向け	11,965	—	11,942	—	13,194	110%
その他不動産関連向け	0	—	0	—	0	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	701	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	3,739	8	3,648	8	4,693	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	236	—	236	—	142	60%
取立未済手形	44	—	44	—	8	20%
信用保証協会等による保証付	93,474	—	93,197	—	6,176	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	105	—	105	—	105	100%
合計(信用リスク・アセットの額)					150,588	

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	6,427	—	6,427	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	41,793	—	41,793	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	39,128	—	39,128	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	502	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,710	—	1,710	—	171	10%
我が国の政府関係機関向け	1,604	—	1,604	—	160	10%
地方三公社向け	1,806	—	1,806	—	181	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,461	810	67,461	810	13,905	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,731	—	19,731	—	4,817	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	101,614	4,516	98,956	380	67,996	68%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,962	32,471	38,841	478	29,731	76%
トランザクター向け	—	2,536	—	140	63	45%
不動産関連向け	45,854	—	45,520	—	35,531	78%
自己居住用不動産等向け	21,413	—	21,120	—	10,674	51%
賃貸用不動産向け	11,067	—	11,063	—	10,148	92%
事業用不動産関連向け	13,304	—	13,267	—	14,666	111%
その他不動産関連向け	68	—	68	—	41	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	876	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	4,449	63	4,254	9	5,781	136%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	327	—	327	—	189	58%
取立未済手形	37	—	37	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	85,559	—	85,395	—	6,042	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	105	—	105	—	137	130%
合計(信用リスク・アセットの額)					160,712	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)
	令和6年度										
現金	5,404	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	39,789	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,036	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,732	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,908	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,102	—	918	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	54,460	—	9,712	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,020	—	8,711	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	14,924	—	—	—	—	—	22,167	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	4	—	—	—	—	—	235	953	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	235	—	—	—
不動産関連向け	—	—	47	3	388	219	22	795	13,079	177	1,442
自己居住用不動産等向け	—	—	47	3	37	—	22	—	13,079	—	1,417
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	351	219	—	795	—	176	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	369	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	186	—	—
取立未済手形	—	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,429	61,767	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	115,264	65,413	70,395	3	10,101	219	22	1,030	36,757	177	1,442

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	(75%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(150%)	(250%)	合計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,404
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,789
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,036
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	502
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,732
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,908
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,021
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,172
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,731
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	50,818	—	—	4,353	—	—	—	—	92,764
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,862	—	—	—	2,007	—	—	—	—	40,063
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	235
不動産関連向け	4,712	—	24	42	—	4,645	11,712	2,135	—	39,450
自己居住用不動産等向け	1,262	—	—	—	—	—	—	—	—	15,870
賃貸用不動産向け	3,450	—	—	42	—	4,645	—	1,954	—	11,636
事業用不動産関連向け	—	—	24	—	—	—	11,712	180	—	11,942
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	701	—	701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	841	—	—	2,444	—	3,656
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	49	—	—	—	—	236
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,197
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	105	105
合 計	42,075	50,818	24	42	7,252	4,645	11,712	5,281	105	422,785

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)
	令和7年度										
現金	6,427	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	41,793	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	39,128	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,710	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,604	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	901	—	905	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	58,560	—	9,711	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,020	—	8,711	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	15,425	—	—	—	—	—	21,832	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	3	—	—	—	—	—	140	834	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	140	—	—	—
不動産関連向け	—	—	479	376	1,026	270	830	1,272	16,081	834	2,005
自己居住用不動産等向け	—	—	479	376	677	—	830	—	16,081	—	1,959
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	349	270	—	1,272	—	765	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	286	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	274	—	—
取立未済手形	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	24,975	60,420	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	113,729	63,738	75,408	376	10,738	270	830	1,413	39,309	834	2,005

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	(75%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(150%)	(250%)	合計
	令和7年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,427
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,793
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,128
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	502
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,710
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,604
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,806
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,272
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,731
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	55,728	—	—	5,849	—	—	—	—	99,336
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,365	—	—	—	1,976	—	—	—	—	39,320
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	140
不動産関連向け	3,027	—	338	—	—	4,351	12,486	2,138	—	45,520
自己居住用不動産等向け	715	—	—	—	—	—	—	—	—	21,120
賃貸用不動産向け	2,311	—	—	—	—	4,351	—	1,742	—	11,063
事業用不動産関連向け	—	—	338	—	—	—	12,486	396	—	13,267
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	701	—	701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	656	—	—	3,321	—	4,263
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	52	—	—	—	—	327
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85,395
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	105	105
合 計	39,893	55,728	338	—	8,534	4,351	12,486	6,161	105	436,255

(5) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	523	546	40	56	—	—	17	94	546	508	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	77	81	26	37	—	—	22	17	81	101	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	0	0	1	—	—	—	0	0	1	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	76	55	—	4	—	—	20	0	55	58	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	474	400	18	48	—	—	93	132	400	317	0	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	244	236	5	27	—	—	13	10	236	253	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	6	—	4	—	—	2	0	6	10	—	—
宿 泊 業	7	7	—	2	—	—	0	—	7	9	—	—
飲 食 業	27	30	4	3	—	—	1	0	30	32	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	162	162	0	0	—	—	1	11	162	150	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	17	18	0	2	—	—	0	—	18	21	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	83	92	26	2	—	—	17	31	92	62	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	85	82	8	3	—	—	11	4	82	81	—	—
合 計	1,791	1,720	131	193	—	—	202	304	1,720	1,609	0	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 及び 与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
令和6年度				
40%未満	260,752	922	100.00	261,397
40%～70%	39,199	3,555	10.20	39,429
75%	47,115	29,210	9.49	42,075
80%	—	—	—	—
85%	53,463	3,430	8.27	50,818
90%～100%	7,445	547	9.98	7,318
105%～130%	16,381	—	—	16,358
150%	5,368	—	—	5,281
250%	105	—	—	105
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	429,832	37,666	11.67	422,785

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
令和7年度				
40%未満	263,617	810	100.00	264,261
40%～70%	44,256	2,610	10.31	44,393
75%	44,905	29,691	9.65	39,893
80%	—	—	—	—
85%	57,991	3,966	8.98	55,728
90%～100%	8,942	729	9.99	8,873
105%～130%	16,874	—	—	16,838
150%	6,355	53	—	6,161
250%	105	—	—	105
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	443,049	37,861	11.55	436,255

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			11,444	11,169	7,527	9,677	—	—
	ソブリン向け		277	164	1,102	901	—	—
	金融機関向け		—	—	—	—	—	—
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
	法人等向け		90	70	—	—	—	—
	中堅中小企業等・個人向け		10,629	10,405	498	433	—	—
	不動産関連向け		355	333	5,926	8,342	—	—
	自己居住用不動産等向け		327	293	5,926	8,342	—	—
	賃貸用不動産向け		5	3	—	—	—	—
	事業用不動産関連向け		23	36	—	—	—	—
	その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
	ADC向け		—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
	延滞エクスポージャー		91	195	—	—	—	—
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
	株式等		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
派 生 商 品 取 引 合 計	922	810	922	810
外 国 為 替 関 連 取 引	547	435	547	435
金 利 関 連 取 引	—	—	—	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	375	375	375	375
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	922	810	922	810

(注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っておらず、投資家としての立場から証券化エクスポージャーを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5～6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVA相当額の算出に使用する手法の名称および各手法により算出される対象取引の概要

当組合は、CVAリスク相当額の算出に使用する手法として「簡便法」を採用しています。算出対象は適格中央清算機関等(告示第270条の2第2項各号に掲げるもの)以外のものを取引相手方とする派生商品取引です。

(2) CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等により影響を受けます。当組合は、半期ごとの自己資本比率の算出において、CVAリスクを算出しその変化を確認しています。なお、CVAリスクのヘッジは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要ならびにオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しています。

(3) ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。

リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

不動産投資法人への出資およびこれに類する出資については、株式等のエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しています。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	732	732	1,295	1,295
非 上 場 株 式 等	2,655	—	2,306	—
合 計	3,388	732	3,602	1,295

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めていません。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	11	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 67	△ 4

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,166	11,303
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総合企画部が所管しています。

具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、総合企画部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。

ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,017	11,106	498	461
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 280	△ 249
3	スティープ化	8,462	9,611		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,017	11,106	498	461
項番		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		31,816		31,003	
8	自己資本の額				

〈参考〉 (単位:百万円)

	当期末	前期末
VaRベース	5,714	5,513

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注) 金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。